

○技術資料様式（エクセル形式ファイル）の主な変更点（H30.06.01）

番号	変更した技術資料様式 （評価対象項目）	変更内 容	理 由
①	別紙1のとおり	『全県適用』に係る注意事項を追記	押印済資料の適用範囲を、当該事務所等から全県に拡大したため
②	別紙1のとおり	工事種別、建設工事の種類の入力欄の追加、それに係る確認資料の注意事項を追記	別紙1の評価項目について、評価対象を当該工事の工事種別、種類に応じた組み合わせに限定し、より適切に評価することとしたため
③	『労働福祉関連の状況(b 育児・介護休業に関する 制度)』	【育児・介護休業に関する制度 チェック 表】Q1の説明書きに『双子以上の場合』 の取扱いを追記	『Q1 育児休業制度（法定どおり若しくは法定を超える）を就業規則等に 規定している。』で、育児休業制度の双子以上の子を対象とする場合の取 扱いを明確にしたため
④	『建設機械の保有状況』	大型ダンプの申請条件を変更	大型ダンプの加点对象の拡充
⑤	『若手技術者・若手従業 員の新規雇用』	若手技術者要件の表記訂正	根拠法令等の改正に伴うもの

評価項目		番号①	番号②
企業	工事成績評定点	●	● (H27.6～対応済み)
	同種工事の施工実績		●
	優良工事表彰 (優良工事施工団体表彰)	●	●
配置予定 技術者	継続学習	●	
	資格	●	
	同種工事の施工経験		●
	優秀建設技術者表彰	●	●
地域貢献	防災協定の締結実績		
	家畜伝染病防疫協定の締結 実績		
	県官理公共工木施設に関する維持管理業務または海岸漂着物の回収業務の契約実績	●	
	県管理道路を含む除雪業務の契約実績	●	
	ボランティア活動等への参加実績	●	
	労働福祉関連の状況 (a 障がい者雇用の実態)		
	労働福祉関連の状況 (b 育児・介護休業に関する制度)	●	
	若手技術者・若手従業員の 新規雇用		
消防団協力事業所認定			

企業の工事成績評定点

会社(企業体)名: 島根県土木部技術管理課

対象工事	完成年度	平成28年度及び平成29年度(完成及び引き渡し完了)
	発注機関	島根県(総務部、農林水産部、土木部)
	工事種別	一般土木工事、維持修繕工事
	建設工事の種類	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、しゅんせつ工事

工事成績評定点の平均 (小数第2位を四捨五入)	8	件	78.5	点
----------------------------	---	---	------	---

- (1) 対象工事の工事成績評定点一覧表(別紙)を添付すること。
- (2) 工事種別については、各工事の契約時における「島根県土木工事仕様書」等において確認すること。
- (3) 単年度の対象工事件数が60件を超える場合、「工事成績評定点の平均」欄の「件数」及び「平均点」は、自動計算されないため、直接記入すること。
- (4) 一般(経常)JVについては、一般(経常)JVとしての実績を記入すること。
- (5) 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。

※必要に応じて設定する事項

島根県(総務部、農林水産部、土木部)発注工事以外の工事を評価対象にする場合は、各工事の工事成績評定点書の写し及び工事種別・種類を証明する資料を添付すること。また、島根県発注工事以外の工事で成績評定対象外工事がある場合、成績評定対象外であることを確認するための発注者の証明書の写しを添付すること。

技術資料提出工事名: 県道〇線 道路改良工事

提出事務所名: 〇〇県土整備事務所

有効範囲: 平成31年5月31日までに入札公告された工事

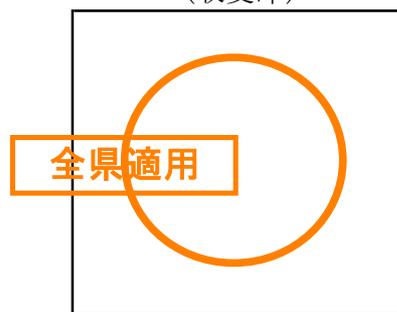
今後、〇〇県土整備事務所が発注する工事においては、本書の写しをもって「企業の工事成績評定点」の貴社技術資料とみなし、その他添付資料の提出は不要とする。

技術資料の提出方法

別添押印済資料により提出しますので、本書への記載は省略します

※ 押印済資料で提出する場合、本書に記載があっても評価対象としません。

(収受印)



【注】収受印欄に収受印と併せて全県適用の押印があれば、上記に〇〇県土整備事務所が発注する工事と記載があっても、本書の写しをもって島根県総務部、防災部、農林水産部及び土木部の事業課、関係地方機関が発注する工事において、その他添付資料の提出は不要とする。

全県適用の取扱いについて追記

**工事種別、建設工事の種類の入力欄の追加、
確認資料の注意事項を追記**

番号②

(様式-5)
評価項目(2)-③

企業の優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)
会社() 名: 島根県土木部技術管理課

対象となる年度・機関等 島根県内の公共事業において、平成25年度から平成29年度に、島根県及び中国地方整備局発注工事で行った優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)

工事種別:	一般土木工事、維持修繕工事
建設工事の種類:	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、しゅんせつ工事

表彰者の区分	知事	
受賞年度	平成29年度	※竣工年度ではありません
工事名の区分	表彰状記載工事名	
工事名	〇〇事業 〇〇工区 〇〇工事(その2)	
工事種別	一般土木工事	
建設工事の種類	土木一式工事	

- (1-1) 表彰状等の写しを添付すること。また、発注者から表彰実績に関する資料が提示された場合は、その写しの添付でもよい。
- (2) 表彰の受賞が2回以上ある場合は、代表的なもの1回分の提出でよい。
- (3) 「工事名の区分」欄は、「契約工事名」、「表彰状記載工事名」のいずれかを選択すること。
- (4) 一般(経常)JVについては、一般(経常)JVとしての実績を記入すること。
- (5) 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。

(1-2) 受賞工事の「工事種別」および「建設工事の種類」を証明する資料(入札公告の写しorコリンズの写し)を添付すること。

技術資料提出工事名: 県道〇線 道路改良工事

提出事務所名: 〇〇県土整備事務所

有効範囲: 平成30年7月31日までに入札公告された工事

今後、〇〇県土整備事務所が発注する工事においては、本書の写しをもって「企業の優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)」の貴社技術資料とみなし、その他添付資料の提出は不要とする。

技術資料の提出方法

本技術資料により提出します

※ 押印済資料で提出する場合、本書に記載があっても評価対象としません。

(收受印)



【注】 收受印欄に收受印と併せて全県適用の押印があれば、上記に〇〇県土整備事務所が発注する工事と記載があっても、本書の写しをもって島根県総務部、防災部、農林水産部及び土木部の事業課、関係地方機関が発注する工事において、その他添付資料の提出は不要とする。

育児・介護休業に関する制度 チェック表

改正育児・介護休業法 (H29.10.1施行) 対応版

会社(企業体)名: 島根県土木部技術管理課

【法定内容チェック表1】

Q1~9の「はい」または「いいえ」に■をご記入下さい。なお、「法定を超える」内容の場合は「はい」を選んでいただき、加えてQ10~23(法定を超える内容)に詳細をご記入ください。

★ Q1~9の「はい」すべてに■がなければ、総合評価の加点の前提となりません。
★ 記載内容については、就業規則等により確認できる当該条文の記入が必要です。

Q1 育児休業制度(法定どおり若しくは法定を超える)を就業規則等に規定している。

<input type="checkbox"/> はい (該当条文: 【例】就業規則 第〇〇条第〇〇項)	<input type="checkbox"/> いいえ
---	------------------------------

育児・介護休業法では、労働者は子が1歳に達するまでの間、1人の子につき1回の育児休業を取得することができます。さらに、両親ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2ヶ月に達するまでの間に、1年間まで育児休業を取得することができます。

子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の事情がある場合は、子が1歳6か月に達するまでの間、1人の子につき1回の育児休業を取得することができます。

子が1歳6か月を超えても休業が必要と認められる一定の事情がある場合は、子が2歳に達するまでの間、1人の子につき1回の育児休業を取得することができます。

専業主婦(夫)除外規定を廃止し、全ての父親が必要に応じ育児休業を取得することができる。

※双子以上の場合もこれを1人の子とみなします。 『双子以上の場合』の取扱いを追記

Q2 3歳未満の子を養育する労働者が利用できる、所定外労働時間の免除の措置を就業規則等に規定している。

<input type="checkbox"/> はい (該当条文:)	<input type="checkbox"/> いいえ
---	------------------------------

育児・介護休業法では、3歳に満たない子を養育する労働者から請求があった場合、事業主は、その労働者を、所定労働時間を超えて労働させてはならないことが義務づけられています。

Q3 3歳未満の子を養育する従業員について、従業員が希望すれば利用できる短時間勤務制度を就業規則等に規定している。

ただし、業務の性質又は業務の実施体制に照らして、短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる業務に従事する従業員を労使協定により適用除外とした場合は、その代替措置を就業規則等に規定している場合も含む。

<input type="checkbox"/> はい (該当条文:)	<input type="checkbox"/> いいえ
---	------------------------------

育児・介護休業法では、短時間勤務制度は1日の所定労働時間を原則として6時間(5時間45分から6時間まで)とする措置を含むものとしなければなりません。

代替措置としては、①育児休業に関する制度に準ずる措置②フレックスタイム制度③始業・終業時間の繰り上げ・繰り下げ④従業員の3歳に満たない子に係る保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与を1つ以上講じなければならないとしています。

Q4 子の看護休暇(法定どおり若しくは法定を超える)を就業規則等に規定している。

<input type="checkbox"/> はい (該当条文:)	<input type="checkbox"/> いいえ
---	------------------------------

育児・介護休業法では、小学校就学前の子を養育する労働者は、1年間に5日(小学校就学前の子が2人以上であれば年10日)まで、病気・けがをした子の看護のために(子の予防接種や健康診断を含む)、休暇を半日単位で取得することができます。

Q5 介護休暇(法定どおり若しくは法定を超える)を就業規則等に規定している。

<input type="checkbox"/> はい (該当条文:)	<input type="checkbox"/> いいえ
---	------------------------------

育児・介護休業法では、要介護状態にある対象家族の介護等のため、1年に5日(対象家族が2人以上であれば年10日)まで介護休暇を半日単位で取得することができます。

Q6 介護休業制度(法定どおり若しくは法定を超える)を就業規則等に規定している。

<input type="checkbox"/> はい (該当条文:)	<input type="checkbox"/> いいえ
---	------------------------------

育児・介護休業法では、労働者は、要介護状態にある対象家族1人につき、通算93日まで、3回を上限として介護休業を分割して取得することができます。

Q7 家族の介護を行う従業員が利用できる、短時間勤務等の措置を就業規則等に規定している。

<input type="checkbox"/> はい (該当条文:)	<input type="checkbox"/> いいえ
---	------------------------------

育児・介護休業法では、要介護状態にある対象家族を介護する労働者から請求があった場合、①短時間勤務制度 ②フレックスタイム制度 ③始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ ④介護サービス費用を補助する制度 その他これに準ずる便宜供与の実施が義務づけられています。(対象家族1人につき介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上)

【法定内容チェック表2】

Q8 家族の介護を行う従業員が利用できる、所定外労働時間の免除の措置を就業規則等に規定している。

<input type="checkbox"/> はい (該当条文:)	<input type="checkbox"/> いいえ
---	------------------------------

育児・介護休業法では、要介護状態にある家族を介護する労働者から請求があった場合、事業主は、その労働者を、所定労働時間を超えて労働させてはならないことが義務づけられています。

Q9 育児休業等に関するハラスメントの防止措置を就業規則等に規定している。

<input type="checkbox"/> はい (該当条文:)	<input type="checkbox"/> いいえ
---	------------------------------

育児・介護休業法では、事業主は、妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等(いわゆるマタハラ・パタハラなど)を防止する措置を講じることが義務づけられています。

(様式-12)
評価項目(4)-④

建設機械の保有状況

会社(企業体)名: 島根県土木部技術管理課

対象: 入札公告日前日時点(平成30年5月31日時点)で建設機械を3台以上保有もしくは長期リース契約していること

○保有もしくは長期リース契約している建設機械の種類等を表1に記入すること。

表1: 建設機械の種類等

申請番号	建設機械の種類	所有・リースの区分	検査実施日(最新)	資料②を提出する場合、申請建設機械に対応する番号		備考
①	ショベル系掘削機(バックホウ)	リース契約	平成29年3月31日	No.	1	※表2を入力する場合も表1の入力は必要です。
②	ブルドーザー	リース契約	平成29年3月31日	No.	2	
③	大型ダンプ車	保有	平成29年2月1日	No.	3	

○資料②を提出しない(個別資料で申請する)場合、建設機械の詳細を表2に記入すること。
(資料②を提出した場合、表2の記載は不要)

表2: 建設機械の詳細

申請番号	メーカー名	型式	製造・車体番号 表示番号(大型ダンプ車)	種別又は規格	リース期間 (リース契約の場合)	
					(始)	(終)
①						
②						
③						

(1) 3台以上保有もしくは長期リース契約している場合は、3台分の記載でよい。

(2) 表2の「種別又は規格」欄は、表3の内容が確認できる種別又は規格を記入すること。

(3) 表3、4を参考に建設機械の保有状況が確認できる必要な以下の資料を提出すること。

資料① 表3に記載する検査記録表等の写し。

資料② 経営事項審査時に提出した「建設機械の保有状況一覧表」の写し(県が押印した最新の資料に限る。)。ただし、リース契約の場合、入札公告日前日時点でリース期間が満了しているものは不可。

資料③ 建設機械の保有もしくは長期リース契約していることを証明する資料(売買契約書、リース契約書、割賦販売契約書、販売証明書等)。

資料④ 対象となる建設機械であることが確認できる写真、カタログ(型式、自重、バケット容量等が記載されたもの)。

資料⑤ リース契約でリース期間が入札公告日前日から1年7ヶ月未満の場合は、建設機械のリース契約に関する誓約書(経営事項審査時に提出した誓約書は不可)。

表3: 申請可能な建設機械

建設機械の種類	条件	種別又は規格	提出が必要な検査記録表等
a. ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有すること		特定自主検査記録表(検査年月日が入札公告日前日を含み過去1年以内のものに限る)
b. ブルドーザー		自重が3t以上	
c. トラクターショベル		バケット容量が0.4立方メートル以上	
d. モーターグレーダー		自重が5t以上	
e. 移動式クレーン		吊り上げ荷重3t以上	移動式クレーン検査証(有効期間が入札公告日前日以降であること)
f. 大型ダンプ車	事業の種類として建設業を届け出、表示番号の指定を受けているもの、又は営業用で主として建設業の用途として届け出、車検証備考欄に表示されているもの	車両総重量8t以上または最大積重量5t以上	自動車検査証(有効期間の満了する日が入札公告日前日以降であること)

大型ダンプの申請条件を変更

若手技術者・若手従業員の新規雇用

会社(企業体)名: 島根県土木部技術管理課

対象: 平成28年4月1日以降に、若手技術者・若手従業員(満年齢29歳以下の者)の1人以上の新規雇用があること。
ただし、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

○若手技術者・若手従業員の新規雇用があれば、下表を記載すること。

新規雇用の内容	新規雇用①	新規雇用②
新規雇用した若手技術者・若手従業員の氏名	島根太郎	島根次郎
生年月日	平成5年3月3日	平成7年5月5日
新規雇用年月日	平成29年4月1日	平成29年4月1日
(a).建設業法第7条第2号イで定める学校の建設業法施行規則第1条に定める学科(国土交通省令で定める学科)を卒業していること。 なお、国土交通省令で定める学科に記載の、許可を受けようとする建設業欄の許可業種による区分けない。 または、建設業法施行令第27条の5第1項第4号、第2項第1号ロ(5)、同項第2号ロ(3)の規程により、技術検定試験の受験資格の認定を受けた学校・学科を卒業していること。		有
(b).当該工事種別に該当する建設業法第7条第2項ハに示す資格を有すること		
(c).上記(a)、(b)以外の若手従業員		

若手技術者要件の表記訂正

- (1) 新規雇用した日における年齢が満29歳以下である者を記載すること。
- (2) 新規雇用した日(健康保険被保険者証の資格取得年月日等)及び直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類(健康保険被保険者証の写し等)を添付すること。
- (3) (a)に該当する場合、指定学校・学科の卒業証明書(卒業証書の写しは不可)の写しを添付すること。
- (4) (b)に該当する場合、資格者証の写しを添付すること。
- (5) 入札公告日前日時点(平成30年5月31日時点)での状況について記載すること。